

和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県最低賃金専門部会

(第1回)

令和8年7月28日(火曜日)
和歌山労働局 6階会議室

和歌山労働局

会 議 次 第

議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 和歌山県最低賃金の改正審議について
- (3) 審議日程について
- (4) その他

和歌山地方最低賃金審議会

和歌山県最低賃金専門部会（第1回）資料目次

- 1 和歌山県最低賃金専門部会委員名簿（令和8年7月）
- 2 和歌山地方最低賃金審議会専門部会運営規程
- 3 生活保護と最低賃金の比較の計算方法について
- 4 最低賃金改定による未満率と影響率一覧表（令和7年）
- 5 中小企業の生産性向上等に係る支援策における助成金の実績
（和歌山県）
- 6 （参考）和歌山県最低賃金の改正決定に関する報告書（令和7年）

**和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県最低賃金専門部会委員名簿**

令和8年7月28日現在

区分	氏 名	所 属 又 は 職 業
公益 代表	岡 田 真 理 子	和歌山大学経済学部
	廣 谷 行 敏	弁護士
	本 庄 麻 美 子	和歌山大学経済学部
労働 者代 表	北 道 剛 士	JEC連合和歌山地方連絡会
	芝 池 雅 生	UAゼンセン和歌山県支部
	山 本 直 子	日本労働組合総連合会和歌山県連合会
使用 者代 表	河 野 真 也	和歌山県中小企業団体中央会
	児 玉 征 也	和歌山県経営者協会
	船 富 由 紀	和歌山県商工会連合会

[50音順]

和歌山地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令並びに和歌山地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、和歌山労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、和歌山地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は平成20年8月12日から施行する。

一部改正 令和元年8月1日

一部改正 令和3年7月27日

生活保護と最低賃金の比較の計算方法について

(生活保護及び最低賃金は令和6年度のデータを使用)

和歌山労働局 賃金室

I 前提

○ 若年単身 → 生活保護基準では18～19歳・単身世帯

○ 和歌山の場合

・ 冬季加算地区 → VI区

・ 県内級地別人口 → 2級地－1： 356,729 人

3級地－1： 391,578 人

3級地－2： 174,277 人

計 922,584 人

※令和2年国勢調査（人口等基本集計）による市町村別の人口

II 生活保護

(1) 生活扶助基準（令和6年度）

① 第1類費＋第2類費（冬季加算を除く）

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると

$$\begin{aligned} & (72,430 \text{ 円} \times 356,729 \text{ 人} + 70,080 \text{ 円} \times 391,578 \text{ 人} \\ & + 67,740 \text{ 円} \times 174,277 \text{ 人}) \div 922,584 \text{ 人} \\ & = 70,546.6\cdots \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入せず}) \end{aligned}$$

② 第2類費のうち冬季加算（1か月平均）

和歌山においては、11月から3月まで月額2,630円支給されるので、
月平均を算出する。

$$2,630 \text{ 円} \times 5 \div 12 = 1,095.8\cdots \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$$

③ 期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

$$2 \text{ 級地－1} \quad 12,880 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 1,073.3\cdots \text{ 円}$$

(1円未満四捨五入せず)

$$3 \text{ 級地－1} \quad 11,610 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 967.5\cdots \text{ 円 (同上)}$$

$$3 \text{ 級地－2} \quad 10,970 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 914.1\cdots \text{ 円 (同上)}$$

$$\begin{aligned} & (1,073.3\cdots \text{ 円} \times 356,729 \text{ 人} + 967.5\cdots \text{ 円} \times 391,578 \text{ 人} \\ & + 914.1\cdots \text{ 円} \times 174,277 \text{ 人}) \div 922,584 \text{ 人} \\ & = 998.3\cdots \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入せず}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{生活扶助基準（1類費＋2類費（冬季加算込み）＋期末一時扶助費）} \\
 & = ①＋②＋③ \\
 & = 70,546.6\cdots + 1,095.8\cdots + 998.3\cdots = \underline{72,640.8\cdots \text{ 円}} \\
 & \hspace{15em} \text{（1円未満四捨五入せず）}
 \end{aligned}$$

（2）住宅扶助実績値（令和6年度）

单身被保護世帯数	→ 和歌山市：	6,401 世帯
	和歌山（和歌山市を除く）：	4,109 世帯
	計	10,510 世帯
住宅扶助実績値	→ 和歌山市：	27,100.9 円
	和歌山（和歌山市を除く）：	17,364.8 円
※1 令和6年被保護者調査年次調査（個別調査）第3-10表により示される和歌山県内の 单身被保護者世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。		
※2 上記の单身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。		

$$\begin{aligned}
 & \text{（ 27,100.9 円 } \times \text{ 6,401 世帯 } + \text{ 17,364.8 円 } \times \text{ 4,109 世帯 ）} \\
 & \div \text{ 10,510 世帯 } = \underline{23,294.4\cdots \text{ 円}} \quad \text{（1円未満四捨五入せず）}
 \end{aligned}$$

（3）生活扶助基準＋住宅扶助実績値

以上（1）、（2）から、

$$\begin{aligned}
 \text{生活扶助基準＋住宅扶助実績値} & = 72,640.8\cdots + 23,294.4\cdots \\
 & = \underline{95,935 \text{ 円}} \quad \text{（小数点以下四捨五入）}
 \end{aligned}$$

III 最低賃金との比較

時給980円（令和6年度和歌山県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた場合の1か月の収入（手取額）は、

$$980 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.824 = \underline{140,347 \text{ 円}}$$

※ 0.824は、時間額951円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、生活保護と最低賃金との差額は、

生活保護－最低賃金（手取額）＝ 95,935 - 140,347 ＝ △44,412 円
であり、この差額を173.8時間で割って1時間当たりとし、0.824で割って手取額から額面に換算すると、

$$\triangle 44,412 \text{ 円} \div 173.8 \div 0.824 = \underline{\triangle 310 \text{ 円}} \quad \text{（小数点以下四捨五入）}$$

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

最低賃金改定による未満率と影響率一覧表

(令和7年6月に実施した最低賃金に関する基礎調査結果による。)

和歌山県最低賃金 (改定前980円・改定後1,045円)

(単位: %)

業 種	産業分類	事 業 所 規 模					
		1～9人		10～29人		30～99人	
		未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率
E 製造業							
「食料品」・「飲料・たばこ・飼料」製造業	E09、E10	0.0	61.4	12.9	58.1	7.3	13.6
繊維工業	E11	0.0	57.1	0.0	36.1	2.1	34.0
「木材・木製品」・「家具・装備品」製造業	E12、E13	0.0	9.1	0.0	17.9	0.0	0.0
パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業	E14、E15	0.0	22.2	7.9	42.1	0.0	0.0
プラスチック製品製造業	E18	0.0	53.8	0.0	0.0	0.0	4.2
鉄鋼業（産別最賃適用業種を除く。）・「非鉄金属」・「金属製品」製造業	E22～E24（E221～E224を除く。）	0.0	5.0	0.0	17.4	0.0	5.4
電子部品・デバイス・電子回路製造業、「はん用」・「生産用」・「業務用」・「電気」・「情報通信」・「輸送用」機械器具製造業	E25～E31	0.0	15.4	0.0	10.5	0.7	14.6
上記以外の製造業 その他の製造業	E32、E16～E17、 E19～E21	0.0	0.0	1.3	20.5	0.0	0.0
G 情報通信業							
新聞業、出版業	G413、G414	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	2.6
I 卸売業、小売業							
卸売業	I50～I55	2.5	22.5	0.8	5.5		
小売業（特定最賃適用業種を除く。）	I56～I61（I561を除く。）	0.6	33.7	0.4	47.4		
L 学術研究、専門・技術サービス業							
学術研究、専門・技術サービス業	L71～L74	0.0	4.7	0.0	5.9		
M 宿泊業、飲食サービス業							
宿泊業	M75	0.0	34.9	0.0	34.2		
飲食サービス業	M76、M77	1.9	49.4	0.0	45.6		
N 生活関連サービス業、娯楽業							
生活関連サービス業、娯楽業（下記の生活関連サービス業、娯楽業を除く。）	N78（N781～N783を除く。）～N80	0.0	43.9	3.1	9.2		
洗濯業	N781	0.0	95.5	0.0	0.0		
理容業、美容業	N782、N783	0.0	53.3	0.0	0.0		
P 医療、福祉							
医療業	P83	0.4	20.2	1.7	15.7		
社会保険・社会福祉・介護事業	P85	1.1	22.9	0.0	8.6		
R サービス業（他に分類されないもの）							
サービス業（他に分類されないもの）（下記のサービス業を除く。）	R88～R95（R922、R923を除く。）	0.7	27.3	0.0	7.1		
建物サービス業	R922	0.0	20.0	0.0	0.0		
警備業	R923	0.0	46.2	0.0	0.0		
特定最低賃金							
鉄鋼業（改定前1,103円・改定後1,170円）	E221～E224	1～9人		10～29人		30～99人	
		0.0	0.0	0.0	2.4	0.8	7.5
百貨店、総合スーパー（改定前980円・改定なく県最賃1,045円）	I561	50～99人		100人～			
		0.0	26.0	0.0	40.9		

・未満率は、支払われている賃金額が改定前の最低賃金額に満たない労働者の比率。
・影響率は、支払われている賃金額が改定後の最低賃金額までに引上げる必要のある労働者の比率。
・「0」の表示は、提出のあった調査票においては、最低賃金の影響を受ける労働者が存在しなかったもの。

中小企業の生産性向上等に係る支援策における助成金の実績（和歌山県）

名 称	年 度	応募・申請（件）	実績（件）	執行額（百万円）
業務改善助成金	令和4年度	98	85	67.3
	令和5年度	197	176	173.7
	令和6年度	277	226	296.3
	令和7年度	379	276	425.1
	令和8年度 (6月末まで)	※1 24	※2 0(3)	※2 0(5.3)
働き方改革推進支援助成金	令和4年度	96	80	59.5
	令和5年度	51	43	35.7
	令和6年度	64	48	55.3
	令和7年度	42	36	47.2
	令和8年度 (6月末まで)	7	※2 0(2)	※2 0(5.3)
キャリアアップ助成金	令和4年度	536	403	298.1
	令和5年度	475	436	325.8
	令和6年度	725	591	349.8
	令和7年度	1,008	865	447.7
	令和8年度 (6月末まで)	283	94	60.9
人材開発支援助成金	令和4年度	206	164	33.6
	令和5年度	188	170	37.9
	令和6年度	183	156	23.9
	令和7年度	202	188	29.6
	令和8年度 (6月末まで)	29	42	6.0
人材確保等支援助成金	令和4年度	1	1	0.8
	令和5年度	0	0	0
	令和6年度	0	0	0
	令和7年度	1	0	0
	令和8年度 (6月末まで)	0	1	0.2

※1 8年度の申請が9月1日からのため、新規0件、前年度繰越が24件。

※2 () は執行予定。



令和 7 年 8 月 2 1 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣 谷 行 敏 殿

和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県最低賃金専門部会
部会長 廣 谷 行 敏

和歌山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 1 4 日、和歌山地方最低賃金審議会において付託された和歌山県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

なお、別紙 2 のとおり平成 2 0 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 2 0 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 5 年 1 0 月 1 日発効の和歌山県最低賃金（時間額 9 2 9 円）は、令和 5 年度の和歌山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

また、今回の報告に当たっては、経営環境や物価の上昇等を考慮し、和歌山県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていること、材料費、エネルギー費などの高騰を背景として、労働者の生活状況及び中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が悪化している現状を踏まえ、以下のことを政府に対して要望する。さらに、本要望については、実施の可否やその時期等について、適時適切なフィードバックを行うことを強く求める。

1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう生産性向上支援等の環境整備

政府の掲げる「賃上げを起点とした成長型経済の実現」を達成するためにも、生産性向上に向けた「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等現行補助制度の思い切った要件緩和や拡充、価格転嫁対策の一層の徹底に加え、中小企業・小規模事業者を対象とした税の減免や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担に係る軽減措置など賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する。

2 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げの影響軽減策の実施

今回の最低賃金の引上げが中小企業・小規模事業者の倒産や廃業の増加につながらないようその影響を軽減するために、特に、①業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行う

こと、また、②非正規労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金等の各種助成金制度の拡充、③賃上げを行う企業に対する法人税の優遇措置である賃上げ促進税制の見直し・拡充、さらに、④賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設、⑤中小企業等への支援制度の更なる周知啓発や相談体制の強化等を強く要望する。

3 「年収の壁」による就労調整が起こらない制度の改正

多くの企業が慢性的な人手不足となっている中、各種の「年収の壁」があることで、最低賃金の大幅な引上げが就労調整につながっていることは大きな課題である。所得税法上の扶養、社会保険制度における扶養又は第三号被保険者に関する所得要件について、人口構成や社会環境の変化も踏まえ、最低賃金の引上げが就労調整につながることをないよう、抜本的に再構築することを強く要望する。

4 最低賃金の発効日

昨今の最低賃金の大幅な引上げに伴い、発効日に関する労使双方の見解にも相違が生じている。労働者代表委員からは、最低賃金は労働者の生存権に関わる重要な問題であり、一刻も早く発効し、法定発効日を原則とすべきとの主張があった。使用者代表委員からは、年末の就労調整や助成金申請への計画策定等への対応のみならず、給与改定の影響が相当数の正規社員にも及び、短期間での改訂処理が企業に過大な負担をもたらすことから、発効時期を先送りすべきとの意見が出された。

これらの課題は全国共通であり、各地方ごとに判断すべき問題ではなく、中央最低賃金審議会において一定の方針を示していただきたい。

5 本年度の審議会運営

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。」との方針が示された。

和歌山地方最低賃金審議会においても、これを踏まえた議論を行うべく、具体的な補助金や交付金の内容や規模の提示を見込んでいたが、現時点に至るまで当該支援策の詳細についての情報が示されなかったことで、審議会における議論が進展しないなどの影響を受けたと言わざるをえない。

このような状況は、最低賃金審議会の実効性のある審議の確保の観点からも極めて残念な事態であり看過できず、この点について具体的な支援策の決定と公表を早急に実施するよう強く要望する。

中央最低賃金審議会の目安答申においては、全員協議会報告の中で「地方最低賃金審議会です十分な議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。」とされて

いることから、地方最低賃金審議会の審議日程に影響が出ないようにすることを強く要望する。

6 地域間格差の縮小

政府方針を踏まえて和歌山地方最低賃金審議会においても、隣接府県との格差が広がらないよう地域間格差の縮小に取り組むこと。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	岡田 真理子	廣谷 行敏	本庄 麻美子
労働者代表委員	北道 剛士	芝池 雅生	濱地 正由
使用者代表委員	河野 眞也	児玉 征也	船富 由紀

(五十音順)

和歌山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 4 5 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 1 1 月 1 日

和歌山県最低賃金と生活保護との比較について

1 和歌山県最低賃金

- (1) 件 名 和歌山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間給 9 2 9 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 1 0 月 1 日

2 生活保護水準者

- (1) 比較対象者
1 8 ～ 1 9 歳 ・ 単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の和歌山県内人口加重平均に住宅扶助の実績額を加えた金額（9 5, 7 5 7 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額と比較すると和歌山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

9 2 9 円（和歌山県最低賃金）× 1 7 3. 8（1 箇月平均法定労働時間数）× 0. 8 0 7（※可処分所得の総所得に対する比較）＝ 1 3 0, 2 9 8 円

※ 令和 5 年度の地域別最低賃金額の最低額 9 2 9 円で 1 7 3. 8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率